

令和2年6月11日

長岡京市長 中小路 健吾 様

長岡京市情報公開・個人情報保護運営審議会
会 長 本 多 滝 夫

諮 問 事 項 に 関 す る 答 申

令和2年6月4日付け2長対広第19号で本審議会に対して諮問のありました下記の事項について、別紙のとおり答申します。

記

- 長岡京市個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定に基づく個人情報の目的外利用
 - ・新しい生活様式実践応援事業に係る虐待等により施設等に入所措置が採られている要配慮者及び契約により施設等を利用している者に関する個人情報の目的外利用について

以上

答 申 書

答 申 番 号	令 2 - 5	答 申 日	令和 2 年 6 月 1 1 日
審 議 件 名	新しい生活様式実践応援事業に係る虐待等により施設等に入所措置が採られている要配慮者及び契約により施設等を利用している者に関する個人情報の目的外利用について		
審 議 日	令和 2 年 6 月 1 0 日		
内 容			
<p>令和 2 年 6 月 4 日付けで市長から、審議件名のとおり、長岡京市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 5 号の規定に基づく個人情報の目的外利用について本審議会に諮問があった。</p> <p>本審議会は、所管課である商工観光課から以下のとおり確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、新型コロナウイルスの存在を前提とした感染予防と社会経済活動を両立させる「新しい生活様式」を定着させることから、「新しい生活様式」を実践するための支援（本市独自施策）として、全市民に商品券（1 人につき 5, 0 0 0 円相当）を支給する予定である。支給に当たっての申請は不要で、世帯主あてに世帯全員分の商品券を送付することとなる。 ・ただし、本市に住民登録を残したまま虐待等により施設等に入所措置が採られている要配慮者（障がい者、高齢者、児童）については、その本人分の商品券は本人に支給する必要がある。また、契約により施設等を利用している単身世帯についても同様の取扱いが必要である。 ・このため、対象者（本人支給となる者をいう。以下同じ。）を確定する必要がある。所管課（商工観光課）は、措置等担当課（障がい福祉課、高齢介護課、子育て支援課）から、要配慮者及び契約による利用者の氏名、性別、生年月日、入所年月日、退所年月日、施設所在地の個人情報の提供を受け利用するものである。 ・なお、本市に住民登録を残したまま住民登録の住所外に居住するDV等避難者（その同伴者を含む。以下同じ。）又は本市に住民登録はないが市内に居住するDV等避難者にも商品券を支給するが、本人からの申出を受けての支給となることから、これは個人情報の収集の原則である「本人からの直接収集」となる。 <p>本審議会は、審議の結果、以下の意見を付したうえで、個人情報を目的外利用することについては問題ないとの結論に達した。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①対象者やDV等避難者の個人情報の取扱いについては、長岡京市個人情報保護条例及び長岡京市情報セキュリティに関する規程を遵守すること。 ②収集した個人情報は適切に保管・管理し、利用が済み次第廃棄すること。 			